



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 26/2012年12月号

発行日：2012年12月17日

今年も最後の月となりました。年々一年間が早くなっているように感じます。慌ただしい日常から離れ、ゆったりとした時間に身を投じれば、一年が早くなる感覚が薄れる気がします。是非来年は、余裕を持った一年になるよう心かけようと思います。一年間ご愛読ありがとうございました。

### I. 最新情報（2012年11月1日～2012年11月30日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

該当事項なし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当事項なし

#### 3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2012年11月1日	意見	国際公会計基準審議会（IPSASB）コンサルテーション・ペーパー「2013年・2014年IPSASB作業計画に関するコンサルテーション」に対するコメントの提出について	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2012年7月に、コンサルテーション・ペーパー「2013年・2014年IPSASB作業計画に関するコンサルテーション」（Consultation on IPSASB Work Program 2013-2014）を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本コンサルテーション・ペーパーについてのコメントを取りまとめ、2012年10月30日付けで、国際会計士連盟の国際公会計基準審議会に対し提出いたしましたので、お知らせいたします。	—
2012年11	意見	国際公会計基準審	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）	—

月 1 日		議会（IPSASB） コンサルテーション・ペーパー「公的部門の結合」に対するコメントの提出について	は、2012年6月に、コンサルテーション・ペーパー「公的部門の結合」（Public Sector Combinations）を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本コンサルテーション・ペーパーについてのコメントを取りまとめ、2012年10月30日付けで、国際会計士連盟の国際公会計基準審議会に対し提出いたしましたので、お知らせいたします。	
-------	--	--	---	--

#### 4. 学校法人会計（学校法人委員会）

該当事項なし

## Ⅱ. 連絡広場

### 1. ワンポイントメッセージ

#### 学校法人会計基準の在り方に関する検討会について

学校法人を取り巻く経営環境が大きく変化する中、公教育を担う学校法人の経営状況に関して、社会に対する説明責任が一層求められています。また、近年世界的な会計の動向から、諸会計基準において様々な見直しが行われています。文部科学省では、この様な状況に鑑み、学校法人会計基準の在り方について有識者による検討を進めるため、学校法人会計基準の在り方に関する検討会を立ち上げ、平成24年8月に第1回目を皮切りに平成24年12月6日までに6回会議を開き検討しています。

ちなみに第1回目の検討会では、平成24年3月30日に文部科学省から公表された「学校法人会計基準の諸課題に関する検討（課題の整理）」の論点を踏まえた上で、今後の改正ポイントが議論されています。

改正する際の検討ポイントは、1) 私立学校の特性を踏まえて私立学校の振興に資する、2) 一般に分かりやすく、3) 経営者の適切な経営判断に資する計算書類とする という3つの要請事項に應えることとしています。

平成24年12月6日に行われた第6回の配布資料によれば、下記のような検討項目と基本的な方向が示されていますので、参考にして下さい。

#### <財務3表と基本金>

項目	基本的な方向（概略）
資金収支計算書 ・キャッシュフロー計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金収支計算書は今後も維持してはどうか？</li> <li>資金収支計算書に活動区分を導入してはどうか？</li> </ul>
消費収支計算書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体を「経常収支」と「特別収支」に、「経常収支」を「事業収支」と「事業外収支」に区分する経理はどうか？</li> <li>消費収支差額の表示は継続してはどうか？</li> <li>基本金組入前の収支差額を表示してはどうか？</li> </ul>
貸借対照表	基本構造は変更しないが、細部について見直し
基本となる財産	更なる明瞭性を確保しつつ基本的な考え方は維持する

## <その他>

項目	基本的な方向（概略）
減損会計（有形固定資産）	<ul style="list-style-type: none"><li>・帳簿価額の変更は必要ない</li><li>・「使わない場合」と「使えなくなった場合」で分け減損対象を考えるべき</li></ul>
金融商品会計	<ul style="list-style-type: none"><li>・時価会計は、学校法人の収支状況の適切な表示にそぐわない</li><li>・時価情報は、商品別、保有目的別に区分し注記する</li></ul>
退職給与引当金（退職給付引当金）	<ul style="list-style-type: none"><li>・現状通り</li><li>・年金制度には、引当金の統一ルールが必要</li></ul>
連結会計	<ul style="list-style-type: none"><li>・連結会計はなじまない</li><li>・関連当事者に加え、学校法人間の取引について注記すべき</li></ul>
継続法人の前提	<ul style="list-style-type: none"><li>・継続法人の前提に注記を払うことは適切</li><li>・学校法人独自の特質を生かし情報開示を進める</li><li>・経営判断を促進する等の指導・助言をあわせて対応する</li></ul>

なお現時点では、平成 25 年 3 月末までにパブリックコメント及び省令改正等が行われ、平成 26 年度にも新基準適用となるスケジュールが予定されています。

### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以上